

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる翌日は、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地収用法による事業の認定(管理課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(地域課)

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第七百二十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

溝口町

二 事業の種類

旭地区農業集落排水事業処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡溝口町字代字兎守下夕地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日野郡溝口町溝口六四七

溝口町役場

鳥取県告示第七百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年三月八日 鳥取県指令鳥土維第八五一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字東浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北四丁目七〇二

株式会社 リード開発

代表取締役 村上 健一

鳥取県告示第七百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年八月二十一日 鳥取県指令鳥土維第五一四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二〇九

有限会社 協同商事

代表取締役 山田 真人

鳥取市富安一丁目七二

有限会社 仲野商事

代表取締役 仲野 正男

鳥取県告示第七百二十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成七年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表米子信用金庫の項中

皆生支店 米子市皆生

を

皆生支店 米子市皆生
温泉二丁目

に改める。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十一月七日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

鳥取県公安委員会規則第八号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

公番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県米子警察署の東福原交番の項中「東福原の一部（県道東福原樋口線以南）、西福原の一部（大沢川以南）」を「東福原二丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、西福原二丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、西福原の一部（米川以南）」に改め、同表の鳥取県米子警察署の皆生交番の項中「東福原の一部（県道東福原樋口線以北）、西福原の一部（大沢川以北）」を「東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、東福原、西福原六丁目、西福原七丁目、西

福原八丁目、西福原九丁目、西福原の一部(国道四三一号以北)に改め、同表の鳥取

県溝口警察署の溝口町溝口警察官駐在所の項中

「溝口町古市」

を

「溝口町溝口」

に改め、「宇代、中祖、古市、荘」を削り、同表の鳥取県溝口警察署の溝口町二部警察官駐在所の項中「父原」の下に「宇代、中祖、古市、荘」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年十一月七日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名	住所	名称	型式名	製作者	造名	検査番号	有効期間	宏 本	
									氏名	住所
〃	〃	〃	株式会社 藤商事	スーパーラゲーション2	〃	京楽産業株式会社	500076	7年11月7日から3年間	〃	〃
〃	〃	〃	〃	スーパーラゲーション2	〃	京楽産業株式会社	500217	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	スーパーラゲーション2	〃	京楽産業株式会社	510300	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	スーパーラゲーション2	〃	京楽産業株式会社	520160	〃	〃	〃

申請者	氏名	住所	名称	型式名	製作者	造名	検査番号	有効期間	宏 本	
									氏名	住所
〃	〃	〃	株式会社 藤商事	スーパーラゲーション2	〃	藤商事	500305	7年11月7日から3年間	〃	〃
〃	〃	〃	〃	スーパーラゲーション2	〃	藤商事	500294	〃	〃	〃

申請者	氏名又は名称	奥村遊機株式会社	
	住所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目2-18	
法人にあってはその代表者の氏名			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	ハイパーボールDX	奥村遊機株式会社
〃	規則第6条第1号ロ該当機	ラッキーボウル2	〃
〃	規則第6条第1号イ該当機	スーパーヤジキタ	〃
		検定号	有効期間
		510272	7年11月7日から3年間
		520330	〃
		500333	〃

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元(送料を含む)】